

合併公告

平成 22 年 2 月 5 日

株主及び債権者各位

大阪市北区大淀南一丁目 4 番 15 号
青木マリーン株式会社
代表取締役社長 山崎 正一

当社（甲）は、平成 22 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、テグノマリックス株式会社（乙、本店所在地 東京都江東区亀戸一丁目 8 番 7 号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことにいたしました。

つきましては、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、甲は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
3. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲） 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙） 掲載紙 官報

掲載の日付 平成 21 年 7 月 6 日

掲載頁 108 頁（号外第 142 号）

以 上